

平成27年 第3回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成27年 2月12日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成27年2月12日

東京都教育委員会第3回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第20号議案

平成26年度東京都指定文化財の指定について

第21号議案

東京都教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第22号議案

東京都教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

第23号議案

東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第24号議案

東京都教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為等の委任に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第25号議案

東京都教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について

第26号議案

東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

第27号議案

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

第28号議案から第34号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会（仮称）」について

(2) 平成26年度東京都統一体力テストの結果について

(3) 平成27年度教育庁主要施策について

(4) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

委員長	木村 孟
委員	竹花 豊
	(欠席)
委員	乙武 洋 匡
委員	山口 香
委員	遠藤 勝 裕
委員	比留間 英 人

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	比留間 英 人
	次長	松 山 英 幸
	教育監	高 野 敬 三
	総務部長	堤 雅 史
	都立学校教育部長	早 川 剛 生
	地域教育支援部長	前 田 哲
	指導部長	金 子 一 彦
	人事部長	加 藤 裕 之
	福利厚生部長	高 畑 崇 久
	教育政策担当部長	白 川 敦
	教育改革推進担当部長	出 張 吉 訓
	特別支援教育推進担当部長	松 川 桂 子
	指導推進担当部長	鯨 岡 廣 隆
	人事企画担当部長	粉 川 貴 司
(書 記)	総務部教育政策課長	壹貫田 剛 史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成27年第3回定例会を開会いたします。

本日は、竹花委員から所用により御欠席との届出を頂いております。

まず、取材・傍聴関係でございます。取材は、読売新聞社外6社、合計7社からの申込みがございました。また、個人の傍聴希望は合計8名からの申込みがございました。入室を許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、入室をしていただいでください。

なお、冒頭、TOKYO MX社が頭撮りをいたします。よろしくお願ひいたします。

日程以外の発言

【委員長】 議事に入ります前に、一言申し上げます。

東京都教育委員会定例会におきましては、一度注意を促しても、なお議事を妨害する行為を行う場合には、これまでと同様、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書の内容を守ることなく退場命令を受けた者に対しましては、法的措置も含めて厳正に対処いたしますので、御留意ください。

なお、傍聴人が教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぎ速やかに着席や退室しないといった行為も退場命令の対象となりますので、御承知おきください。

会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、山口委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 次に、前々回1月8日開催の第1回定例会の会議録であります、先

日お配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認をいただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第1回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということで取扱いをさせていただきます。

前回1月22日開催の第2回定例会会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第28号議案から第34号議案まで及び報告事項(4)につきましては、人事等に関する案件でありますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのように取扱いをいたします。

議 案

第20号議案

平成26年度東京都指定文化財の指定について

【委員長】 まず、第20号議案、平成26年度東京都指定文化財の指定について、説明は地域教育支援部長、よろしく申し上げます。

【地域教育支援部長】 それでは第20号議案資料によりまして、平成26年度東京都指定文化財の指定について説明させていただきます。

本件につきましては、昨年12月11日の教育委員会で東京都文化財保護審議会への諮問について決定していただいておりますので、その後、文化財保護審議会に諮問し、議論を経て、2月2日に同審議会から下記の今回の報告のとおり答申がありましたので、この答申を踏まえて東京都指定文化財の指定について決定していただきたいというものでございます。

資料にありますように、答申があった文化財につきましては、新たに指定するもの5件、既に指定しているものに追加して指定するもの1件で、これは諮問のときと同

じ内容でございます。

審議経過につきましては2で書いてございます。

指定物件について簡単に説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、まず旧崇源院霊屋宮殿でございます。指定種別は有形文化財（建造物）でございます。この宮殿は、徳川2代将軍秀忠の夫人で3代将軍家光の生母、江の位はいをまつるために、寛永5年、1628年に建立された宮殿でございます。現在は目黒区の祐天寺にございます。正八角形を基本とする変形六角形の特異な形式でございます。この形式としては現存する唯一の遺構ということで、歴史的、文化的意義とともに学術上、芸術上の価値も非常に高いものということでございます。

1枚おめくりいただきまして、旧前川家住宅主屋でございます。指定種別としては有形文化財（建造物）でございます。この建物は、日本の近代建築の発展に貢献した建築家、前川國男の自邸で、昭和17年に竣工しております。その後、小金井市にございます江戸東京たてももの園に移築されてございます。日本の近代住宅の発展過程を示す実例として建築史上非常に重要な作品であり、指定したいということでございます。

1枚おめくりいただきまして、人里の獅子舞でございます。指定種別は無形民俗文化財（民俗芸能）でございます。この獅子舞は、西多摩郡檜原村人里地区の五社神社の祭礼に奉納されている一人立三匹獅子舞でございます。その伝来の形態につきまして、隣接する上野原市に伝わる由来書から分かりまして、奥多摩町で尾根伝いに獅子舞が伝承されたことが明らかになっており、伝承の形態が分かる獅子舞として非常に重要でございます。

1枚おめくりいただきまして、同じく境の獅子舞でございます。指定種別は無形民俗文化財（民俗芸能）でございます。この獅子舞も一人立三匹獅子舞でございます。この獅子舞につきましては、獅子舞の由来書や獅子頭に刻まれた銘から350年ほどの歴史があるということが分かっておりまして、奥多摩地域での三匹獅子舞の発生等の経緯がわかる非常に重要な獅子舞でございます。

1枚おめくりいただきまして、下宅部遺跡でございます。指定種別は史跡ござい

ます。この史跡は、狭山丘陵を水源とする北川の左岸に位置する低湿地の遺跡でございまして、縄文時代後期から晩期の遺構でございます。この縄文時代の遺跡につきましては、漆工技術を示す遺物が非常にたくさん出土しておりまして、その点では全国有数の遺跡ということで非常に重要なものでございます。

最後になります。既に指定しているものに追加して指定するものでございます。下宅部遺跡漆工関連出土品203点、それから附縄文土器16点でございます。これは、今御説明いたしました下宅部遺跡から出土した考古資料ですけれども、これにつきましては平成21年3月に既に何点か指定されておりまして、その後、遺物につきましてはの整理が再度されましたので、それに合わせて既に指定されているものに追加して今回新たに指定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして何か御質問ございますか。

【遠藤委員】 全体としても全くすばらしい文化財で、指定することについても全くそのとおりだと思っています。2点質問させてください。

まず、獅子舞の方ですけれども、多くの日本のこういう伝統的なお祭りについて、一番の問題点は、今、後継者がいないので、後に続くだろうかということです。せっかくあったこういうものが消滅してしまう地域も出てきているわけなのですけれども、今回指定したはいいけれども、後継者がいなくて途中で消滅してしまうというような心配はないのでしょうか。あるいは、後継者育成についてどのようなことが今行われているのかということが1点です。

2点目は下宅部ですけれども、頂戴した資料の67ページを見ますと、下宅部の詳細が出ておりまして、これも本当にすばらしい縄文の遺跡で、私は家が近くなものですから、発掘途上を何回か見に行ったことがあります。この下宅部の特徴は、67ページの表にありますように、縄文海進の一番最後の段階で、あの辺りまで海が進んできているという想定なんです。だから、この水場遺構が非常に重要なんです。そうすると、この67ページの図表にありますように、この下宅部周辺では水場遺構がたくさんあります。

そういう中で、今回指定した範囲、ここだけを指定して、ほかのところは多分、都営住宅の建て替え工事が出てきているわけですので、恐らく住宅が木造からコンクリートになっているのだと思うのですが、それは下に埋もれてしまっているのでしょうか。あるいは全体を埋めてしまうということなのですか、この指定をしたところはさすがに埋められないで公園として残したのでしょうか。それとも、ここが一番重要なので、象徴的なところだけ残したということになるのでしょうか。あるいは、この議論の過程で、ここに67ページの絵にありますような全体を遺跡として残すというような議論はなかったのでしょうか。後でも結構ですので、お答えできるようなことがありましたら教えてください。

【地域教育支援部長】 獅子舞につきましては、指定自体が後継者が育てられるような保存会が地元でしっかりできているということを前提にしておりますので、正に現場の方では、今、委員の御指摘のような懸念がありますので、その懸念にしっかり対応した保存会などを作って、後継者育成に努めていくということでございます。

それから下宅部ですが、これも委員御存知のように、基本的に縄文の遺跡というのは、普通我々が都内で家をつくっても出てくるようなものでございますので、それをそのまま保存することは非常に難しいのです。この下宅部につきましては、もちろん非常に広範囲でありますから多くの範囲は都営住宅としてまた埋め立てられて新しく建物が建っているのですが、2,500平方メートルぐらいが東村山市の公園として、「下宅部遺跡はっけんのもり」という名称で、開園しております。その開園した区間につきまして今回史跡として指定するという考え方でございます。もちろん遺跡自体は1回埋没保存という形で保存されているのですが、その上部を公園として整備しておりますので、その部分について史跡として指定するというところでございます。

【委員長】 ほかに。よろしゅうございますか——〈異議なし〉——それでは、この件につきましては原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

東京都教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第 2 2 号議案

東京都教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

第 2 3 号議案

東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第 2 4 号議案

東京都教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為等の委任に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第 2 5 号議案

東京都教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について

第 2 6 号議案

東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 続きまして、第21号議案から第26号議案であります。東京都教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についてほか5件であります。これらはいずれも地教行法改正に伴う規則改正の議案になりますので、一括で審議をさせていただくことにいたしました。それでは、説明は総務部長、よろしくお願いします。

【総務部長】 それでは、第21号議案から第26号議案まで、地教行法の改正に伴います規則改正について御説明をさせていただきます。前回の教育委員会で関連条例の改正について御審議をいただきましたが、本日は規則についてでございます。

A 3の資料の1枚目を御覧いただきますと、左側の改正地教行法のポイントについては前回も御説明を申し上げたところでございます。規則につきましては、このポイント①とポイント②につきまして関連する規則を改正いたします。

具体的な規則の全体像は、右側の2を御覧いただきますと、七つございます。それぞれにつきましては次ページ以降で御説明いたしますが、(7)の東京都教育庁処務規則につきましては、内容の改正もでございますので、併せてこの後の第27号議案で御審議をいただくことといたしまして、私の御説明で御審議いただくのは(1)から(6)までということをお願い申し上げたいと思います。

なお、3、規則の施行日でございますが、平成27年4月1日でございますが、現任する教育長が任にある間は現行の地教行法を適用するという法の経過措置がございます。この経過措置に関連する部分につきましては、規則についても併せて経過措置を設けてございます。

それでは、それぞれの規則の改正について御説明を申し上げます。なお、このA3資料のほかに、一連の資料の一番最後に前回と同じように改正規則の新旧対照表もお付けしてございますので、併せて御覧いただければと存じます。

まず、第21号議案、教育委員会会議規則でございます。新旧対照表につきましては1ページから5ページでございます。

関連する法改正の概要といたしまして、真ん中の欄にございますとおり、委員長の職が廃止されまして、新しい教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとされたこと、現行の教育長は教育委員の1人であるのに対しまして、新しい教育長は教育委員会の構成員ではあるが委員ではなくなること、新教育長は3分の1以上の教育委員から請求があった場合には会議を招集しなければならないとされたこと、議事録の作成・公表についての努力義務の規定が設けられたことの4点です。これらの法改正に伴いまして、規則の改正をするものでございます。

規則改正の内容は、右にございますとおり、まず、委員長が行っていた会議の告示を新教育長が行うなど、委員長の職の廃止に伴う改正を行う条文が第2条等がございます。2番目として、教育委員会の構成員が、これまでは教育長も委員に含まれておりましたが委員から外れるということで、教育長及び委員による議決に改めるなど、第11条ほか2つの条文の改正を行います。3番目として、教育委員会の招集につきましては、法律に基づく招集について規則にも加えるものでございます。4番目として、議事録の作成につきましては現行の会議録を法律に基づく議事録に改めるものでございます。

以上につきまして、先ほども申し上げましたとおり、経過措置等を付した上で規則改正をするものでございます。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思えます。

第22号議案、東京都教育委員会傍聴人規則でございます。新旧対照表は6ページか

ら9ページでございます。委員長の職が廃止をされまして、新教育長が会務を総理し、教育委員会を代表することに伴う改正でございます。右にございますとおり、傍聴許可申請書の提出先を教育長に改めるなど、第1条ほか関連条文及び様式の改正を行うものでございます。なお、同様の経過措置を設けてございます。

第23号議案、東京都教育委員会の権限委任等に関する規則でございます。新旧対照表は10ページでございます。法改正の概要にございますとおり、条文番号の変更に伴う条ずれ改正のほかに、新しい教育長が教育委員会から委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告するという規定が法律に盛り込まれたことに伴うものでございます。第2条の条ずれ改正のほかに第2条第2項といたしまして、学校職員の年休、超過勤務命令、週休日の変更など、委任事務につきまして、委員から求めがあったときに必要な事項を教育委員会に報告することを規定いたします。また、第2条の2といたしまして、現在、臨時代理事務の報告につきまして規定がございますけれども、これを法律の規定に基づく報告に改めるものでございます。経過措置を付して改正いたします。

4ページを御覧ください。

第24号議案、東京都教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為等の委任に関する規則でございます。新旧対照表は11ページでございます。こちらも先ほどと同様、条文番号の変更のほかに、委任された事務に関する報告について規定をするものでございます。具体的には、右にございますとおり、不利益処分 of 審査及び指定代理人の指定につきまして、委員から求めがあったときに必要な事項を教育委員会に報告することを規定するものでございます。同様の経過措置を設けて改正いたします。

第25号議案、東京都教育財産管理規則でございます。新旧対照表は12ページでございます。条文番号の変更のほかに、同様に委任に関する事項を改正するものでございます。右側にございますとおり、条ずれ改正のほか、教育長に委任されている教育財産の使用許可及び貸し付け等につきまして求めがあった場合に教育委員会に報告する旨を規定するものでございます。必要な条文につきまして経過措置を設けて改正をするものでございます。

5ページを御覧いただきたいと存じます。

第26号議案、東京都教育委員会公印規則でございます。新旧対照表は13ページから15ページでございます。委員長の職が廃止されることに伴いまして、右側でございますとおり、委員長の委員及び委員長代理の委員に係る規定を削除するものでございます。経過措置を設け、改正をいたします。

最後に、次の議案で御審議をいただきます東京都教育庁処務規則について御説明をいたします。条文番号の変更のほかに、現在は教育長が欠けたときの代理規定を設けておりますが、新教育長が事故又は欠けたとき、新教育長の指名する委員がその職務を行うということが法律で規定されておりますので、それに伴い条文を削除するものでございます。経過措置を設けて改正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、概要について御説明を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。以上、いずれも地教行法改正に伴う規則の改正について御説明いただきました。いかがでございましょうか。何か御質問等ございますか。

【乙武委員】 最後の5ページの(7)の「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたとき」ですが、これはその教育長が何らかのアクシデントから復帰するまでの職務ということによろしいのですよね。

【総務部長】 おっしゃるとおりです。

【乙武委員】 それは何か書き足さなくて大丈夫なのかなと思いました。つまり、教育長が本当に何か長引いてしまうようなときに、もしかしたら、状況としては新しい教育長が任命されるような事態があるのではないのでしょうか。少し気になったのは、あった場合に、このままだと、代理で職務を行っている者がずうっと引き継いでしまうように受け取られてしまわないのでしょうか。

【総務部長】 お答え申し上げます。法律の規定でございますが、確かに委員がおっしゃるとおり、新教育長が事故又は欠けたときという時の具体的な期間は、1日である場合ももちろんございますし、もしかしたら長引く場合もございます。当然、長引く場合には、今度は知事側の判断として新しい教育長を任命するのかどうかというようなことになってまいりますので、この規定はあくまで、その次の教育長が任命さ

れるまでの間ということでございます。実務上、確かに委員のおっしゃるとおり、長引けば支障がありますから、正式に代わりの教育長を任命するという必要が出てくると思いますし、そうでない場合にはこの規定を基にして代わりの委員が職務を行うことになると考えております。

【乙武委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 ほかに。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましては原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

第27号議案

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 次は第27号議案、東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定についてであります。先ほど総務部長から説明がございましたが、第27号議案として独立して御審議をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【教育政策担当部長】 それでは、第27号議案資料によりまして、東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定についてを御説明申し上げます。

先ほど地教行法の改正に伴います規則改正につきましては総務部長から御説明申し上げたところでございますが、組織改正等もございますので、別に御説明させていただきます。

まず、東京都教育庁処務規則は、組織や事務分掌を規定する規則でございます。改正理由は、組織改正を行いますので規定整備を行うというものでございます。

なお、条文につきましては別添としてございますので、この資料によりまして御説明申し上げます。

2の改正内容ですが、3点ございます。

(1) は課の廃止、新設に伴う関係規定整備でございます。基礎学力の定着ですとか特別支援教育の充実など、義務教育及び特別支援教育に関する取組の強化のために、現在、指導部にございます義務教育特別支援教育指導課を分割いたしまして、義

義務教育を所管いたします義務教育指導課と、特別支援教育を所管いたします特別支援教育指導課の二つに分けるというものでございます。

(2) 課の分掌事務の移管に伴う関係規定整備でございます。現在、都立学校教育部に特別支援教育課がございますが、その中で障害のある児童・生徒の就学及び入学に関する事務の指導に関する事務を、先ほど申し上げました指導部特別支援教育指導課と一体的に取り組む体制を整備しようというものでございます。

(3) は、先ほど申し上げましたように、地教行法の関係条文の変更、いわゆる条ずれ改正と教育長不在時の規定の削除でございます。

施行期日は、先ほどの規則と同じように、平成27年4月1日でございますが、経過措置を設けるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、参考資料を御覧いただきたいと思います。課の分掌事務改正概要でございます。

左側が平成26年度でございますが、都立学校教育部に特別支援教育課がございます。この中で分掌事務が列記されておりますが、このうちの4番目、「障害のある児童生徒等の就学及び入学に関すること」とございますが、この下の指導部が義務教育特別支援教育指導課を二つに分けるということございまして、特別支援教育指導課と義務教育指導課に分けるものでございます。

平成27年度の案でございますが、都立学校教育部の特別支援教育課におきまして、4、5、6と三つございます。4は特別支援学校の通学区域に関すること、これは都立特別支援学校ができた場合の通学区域の設定ですとか変更でございます。5が、特別支援学校の入学者の選考を行っておりますので、主にこの制度的な面を所管いたします。6が、障害のある児童・生徒等の就学、入学の決定事務等に関することでございます。その他につきましては、変更はございません。

一方、指導部につきましては、特別支援教育指導課におきまして、5、6、7でございます。5は児童・生徒等の就学、入学等の相談に関することであり、6は、選考等につきましての専門的事項、選考の中身等につきましての事項でございます。7は、現在特別支援学校で行っております就労支援に関することでございます。

このように障害のある児童・生徒への取組につきまして、二つの部にまたがってお

りますので、その整理をしたということでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして何か御質問・御意見等ございますか。

【遠藤委員】 御説明ありがとうございます。よく分かったのですけれども、あえて特別支援教育の所管を特別支援教育指導課と義務教育指導課に分けたということは、現行制度のままだと実態的に何か不都合があったのでしょうか。もし分けることによって実態的にプラス面は何か出てくるのか、教えていただけますか。

【教育政策担当部長】 実態的には、これまで全く不都合があるということではございませんでした。やはり就学相談ですとか、あるいは今進めております特別支援教室構想を、第3次計画を作っていこうという中で特別支援学校も今後整備をしていきますので、指導部的な側面、つまり教育の中身に関する部分と制度的な部分を、指導部と都立学校教育部でそれぞれ分けていこうということでございます。

ちなみに、相談件数は、就学相談が827件ほど、区市町村からの相談も5,000件ほどでございますので、かなりの相談件数ですので、こういったところを強化して分担していこうというものでございます。

【委員長】 私、少し気になるところがあります。上の4番目に「特別支援学校の通学区域に関すること」と書いてありますね。さらに下の指導部の5番目に「障害のある児童生徒等の就学、入学等の相談に関すること」ということで、何か業務がオーバーラップするような気もしないでもないのですが、その辺の切り分けはきちんとできるのですか。

【教育政策担当部長】 4番目の通学区域ということですか。

【委員長】 4番目は、通学区域だけしか扱わないということなのでしょうか。入学等の相談を受けるときには通学区域等も問題になってくるのではないかという単純な疑問です。

【教育政策担当部長】 もちろんそれはさようございまして、通学区域をどうしていく、今後どういう方向になるだろうかということで、これは完全に両部が全く独立してということではございませんで、当然相談の中には、今後通学区域が、例えば

1年生のときには通学区域がこうだったけれども2年生のときにはどうなるだろうかと、これは両部で連携してまいりますし、現在も行っております。

【委員長】 分けるとばらばらになる可能性がありますので、連携についてはくれぐれも気を付けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【教育政策担当部長】 分かりました。

【乙武委員】 私も今の委員長の御質問とかなり同じ疑問があつて、例えば都立学校教育部の5番と指導部の6番、5番もなのでしょうけれども、入学に関することがここで分かれてしまっている。指導部は「専門的事項に関すること」、都立学校教育部は「指導部に属するものを除く」、これはすごくややこしくて、なぜここで部で分けてしまうような事情があつたのかと思います。一般的に考えれば同じ部の同じ課の中で両方を取り扱う方がすごくすっきりするし、あえて部をまたがって連携を図るよりは、同じ部署、同じ課でやった方がスムーズにいくのかなというのが率直な疑問なのですが、ここをあえて分けたのはなぜなのでしょう。

【教育政策担当部長】 「指導部に属するものを除く」とは、こういう規定をする上では一般的な表現になっております。「専門的事項に関すること」というのは選考についての中身、どういった出題をするかといったものを基本にしております。基本的には、都立学校教育部は、ここに書いてございます都立特別支援学校でございますので、やはり最終的な選考の制度設計といったところは設置者としての都立学校教育部が行うということでございます。

なお、規定の仕方は、委員のおっしゃるように少し不安がある部分もございませうでしょうか、基本的には両部でこの部分につきましてはこれまでも連携しておりましたし、今後も連携してまいりますので、齟齬そごのないようにいたしたいと思っております。

【教育長】 少し分かりにくいかと思うのですがけれども、都立高校の例で言うと、都立学校教育部に高等学校教育課、指導部に高等学校教育指導課があつて、今回の特別支援の場合と同じような形になるのです。都立学校教育部が学校の設置、学校の管理とか授業料をどうするかという、教育の用語で言うと設置者としての機能を果たしていく部分なのです。指導部は教育内容に関する部分について具体的に学校をフォロー

一していく、指導、助言をしていくという役割分担で両部の機能が成り立っています。

特別支援学校の場合も、同じように都立学校教育部に特別支援教育課を置いて、指導部に義務教育特別支援教育指導課という、義務教育と特別支援を両方一緒にやる課を従来設けていたのですが、このような改正をする理由の一つとしては、特別支援教育の重要性が非常に高くなっている、これから東京都教育委員会として全力で取り組んでいかなければならない、非常に重要な課題の一つです。義務教育は義務教育で非常にボリュームも多いし内容も非常に重要ですから、ここの執行体制を分離することによって強化していこうという考え方が一つ、この組織改正にあります。

それからもう1点、就学相談です。就学相談というのは、基本的に、例えば小学校に入学するときに就学時健診を受けた上で入学するわけですけれども、障害のある児童の場合は通常の学級の方がいいのか、特別支援学校に行くのがいいのかといった判断をしていかなければならないのです。この機能は、現在、小学校の設置者である区市町村がやっているのですが、非常に難しいケースなどの場合は東京都に相談をいただいています。

その相談の内容は、極めて教育内容そのものに係るような、入学してからどちらの教育をやった方がその子供の成長のために効果がよりあるのかといったことも判断しながら区市町村は対応していますし、非常に難しいケースについては東京都教育委員会にも相談をいただいて、アドバイスをしながら区市町村教育委員会をバックアップしています。非常に教育内容と密接に関わる部分ですので、この部分については特別支援の指導内容を所管する指導部が一体として当たっていった方が、より望ましい効果が出るのではないかという形で、今回このような組織改正の内容にさせていただきました。

ですから、高等学校でやっているような切り分けと同じ切り分けを特別支援教育の方でもやりました。ただし、就学相談の部分については両方にまたがる部分がありますので、従来はそれは設置者機能としてやっていたのですけれども、東京都教育委員会の場合は、今度は指導部、指導行政の中で教育内容と密接に関連付けながらやっていこうということが今回の改正の主たる内容です。

【委員長】 ありがとうございます。都立学校教育部の方は、制度全体を眺め、その過程で児童・生徒にどう対処した方がいいかというようなことを視点に入れ検討し、制度を考え、指導部は児童・生徒個人個人の問題に対処しようということですね。今の教育長の御説明でそのように確認しましたが、それでよろしいですか。

【乙武委員】 追加で一つ、我々もこうして御説明を受けても今いろいろな質問が出たように、少しやはり分かりづらくはあったのですけれども、中の事務局の方では、これはこちらの所管だ、ここは連携を図ってとか理解ができていればそれでいいのかもかもしれませんけれども、逆に全く外部から相談をする都民の皆さんにとっては、かなり分かりづらくなってしまうと思うので、その辺りが分かりやすく説明できる、若しくは何かを見て、自分はここに相談すればいいのだと分かるような配慮があるといいのかなと感じました。

【教育政策担当部長】 それにつきましては、組織上の規定はこうなっておりますけれども、相談窓口は一つになっておりまして、きちんと別のところで窓口は設けております。御安心いただければと思います。

【委員長】 いずれにしても、今回の変更が効果のあるものになるかどうかという、またいつもの口癖で恐縮ですけれども、評価をきちんとやるということをやっただいただければと思います。よろしく申し上げます。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましても原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

報 告

(1) 人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会（仮称）」について

【委員長】 それでは、報告事項（1）人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会（仮称）」についての説明を指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 現在、全ての都立高校におきましては、奉仕という教科を1単位、年間35時間、必修教科として学習しています。この奉仕を発展させまして、高校生が

学ぶべき道徳性、いわゆる道徳教育と、社会を生きる上で必要な力、キャリア教育を一体的に学習できるような新教科をこれまで検討してまいりまして、これについて御説明をさせていただくというものでございます。

仮称ではございますけれども、人間と社会という教科名を現在考えております。これは人間としての在り方を学ぶということと社会の中でより良く生きるという二つの目標を一体的に学ぶ教科にしていきたいという願いを込めまして、この教科名にしています。

1枚目は、この教科を作るに当たっての背景や基本的な理念などをまとめてございます。社会が変化していくに従いまして、複雑な課題を解決していかななくてはならないという与えられた正解のない社会状況が今後ますます進んでいくだろうということで、それを解決するためには、まず自分でよく考える、あるいは他者と意見を交換する、その良さを学び合う、あるいは、東京の住民としてふさわしい倫理観や規範意識も育てていかなければならないという方向がございます。

国の調査によりますと、中学校3年生の現状といたしまして、友達に伝えたいことをうまく伝えることができるかという問いに対して、約5人に1人ができると答えております。また、地域の行事に参加しているかというデータについては11.2パーセント、更に、失敗を恐れずに挑戦していくということについては18.5パーセントと低い状況にございます。

こうした現状を解決していくためには、一番右側に書いてあるとおり、まず自分を振り返って自信を持って行動するとか、他者との関係をより良いものに築いていくとか、積極的に社会参画するなどの八つの力がこれからは特に必要だろうというふうに整理いたしました。

下段でございますけれども、この教科の考え方を図示してございます。人間は、道徳性に基づいた判断基準を持って選択し行動するわけですがけれども、その逆の方向に、選択して行動することによって、果たしてその判断の基準が正しかったのかどうかを見直すことも一方では行われるということで、この教科では、道徳性を養い判断基準を高めるとともに、より良い生き方を選んで行動できる力を一体的に育てていくことを狙いとしてございます。

2枚目を御覧ください。この教科の全体を構造化したものでございます。

左側に、先ほど申しあげました①から⑧までのこれからの社会に必要な力がござい
ますけれども、これらを育てるためには、上段にありますように、道徳的な価値、自
律、忍耐、自他の尊重などは小・中学校の学習指導要領の道徳で指導する内容項目を
高校生の発達段階に応じて整理したものでございます。下段は、社会を生きていくた
めに必要な力、いわゆるキャリア教育で育てていかななくてはならない四つの力に整理
したものでございます。

こうした力あるいは道徳的な価値を育てるために、右側にございますとおり、特に道
徳的な価値につきましては、例えば価値を覚えるとか答えを覚えるとか、表面的な理
解にとどめるのではなくて、まずじっくり考える、あるいは、様々な考え方、感じ方
があるということを学ぶために、演習形式を中心とした学習活動を行ってまいりま
す。また、下段の選択・行動に関する能力につきましては、体験を通して学ぶという
ことが極めて重要であることから、ここに書いてある体験活動あるいは外部人材と連
携した演習などを取り入れて、一体的に学習していくという構造を示してございま
す。

3枚目を御覧いただけますでしょうか。では、実際にこの教科で何をどのように学
ぶかということでございます。

左側にこの学習の中身が書いてございまして、現在、全てに、先ほど申しあげた道
徳的な価値と将来生きる上で必要な力を位置付けまして、考えを深めて能力を育成す
るということで、八つの単元を用意してあります。演習による学習は20時間を配当し
ております。また、体験活動には15時間を配当して、現在行っております活動やイン
ターンシップなどを関連させながら進めていくというものでございます。

演習の学習の進め方は、右側に書いてございますとおり、この後御説明しますテキ
ストを読んで、身近なテーマについての考え方を整理します。そして、その考えを深
めるためにペアワーク、グループワークで討論いたしまして、意見交換をし、その
後、将来の様々な場面を想定して、では、どういうふうに行動したらいいのかという
ことを試行錯誤しながらまとめていくという流れでこの演習を進めてまいります。

演習と体験活動は非常に関連付けが重要でございますので、右下にございますとお

り、例えば、単元を幾つか学習した後、一つの体験活動を行ったり、あるいは、単元ごとに活動し、また別の単元を学習したりするといった方法は各学校で工夫をしていただくということになります。

一番下に書いてございますけれども、今後の予定として、来年度は奉仕の授業は継続して行い、その中の一部でこの単元を一つないし二つ取り上げてもらって、試行的に実施いたします。そして、その成果、課題を整理して、平成28年度には全ての都立高校で全面実施をしていきたいというものでございます。

恐れ入りますが、もう1枚めくっていただきまして、テキストのイメージでございます。これは学習の流れに沿って、1単元4ページから6ページで構成いたしまして、まず基本的な内容、テーマについての理解を深め、そして価値観を高めさせるという学習に進み、更にケーススタディを通して選択、行動する力の育成を進めていく、こういう学習の流れに沿った構成にしております。そのところどころで生徒に質問を投げかけ、考えさせるように工夫をしています。

実際のサンプルで御説明をしたいと思っておりますので、お手元の「一試行版テキストサンプル」の3ページをお開きいただけますでしょうか。ここは「地域社会を築く」という単元を例としたテキストでございます。3ページで基本的な内容についての学習をするわけですが、都立高校の場合、様々な地域から子供たちが通ってまいりますし、子供たちの住んでいる地域も様々ですので、子供たちそれぞれの体験や感じ方を基に自分の認識や考え方をまずここで固めてまいります。

続いて、4ページを御覧ください。「地域社会をめぐる状況」という現実の社会状況について認識をさせた後に、更に自分の考えを深めて意見交換をします。また、下段にありますように、身近な都立高校生の活動なども紹介しながら、行動や態度に結び付けるような工夫をしております。一番下に質問④とありまして、地域社会はどうあるべきかといった質問も投げかけておりますけれども、先ほど来申し上げたとおり、子供たちの地域の実態から自らの行動を考えさせていくという流れになっております。

5ページを御覧ください。ここからは道徳的な価値観を高める学習でございます。コラムを読みまして、ペアワーク、グループワークを行って、道徳的価値の理解を深

めていくという学習です。そもそも地域とは何なのか、地域を築く必要が果たしてどこにあるのかといったそもそも論から子供たちに考えさせていくというところがございます。

もう1ページめくっていただきまして、6ページはケーススタディでございます。あなたは27歳で流通業の会社に勤めているという将来の場面を想定して、ここでは、地域の自治会の役員の順番が回ってきたとき自治会の在り方について議論があり、親睦を深めるのに必要だとか、ニーズを探して必要なことをやるべきだとか、あるいは自治会はもう解散してもいいのではないか、いやいや活動をもっと充実させていかななくてはならないなど、様々な立場の発言を捉えまして、子供たちには、ではどうするかということが多様な価値観の中から考えさせていくことで、選択能力を育成していくところにつなげ、また、体験活動にもつなげる流れになってございます。

現在、このような新教科を考えておりまして、先ほども申し上げたとおり、来年度試行し、再来年度には本格的に全面実施していくということで進めたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして何か御質問・御意見等ございますか。

【遠藤委員】 非常に結構な中身なのですけれども、言いたいことはたくさんあります。その中で、まずこれは非常にいろいろなことが盛りだくさんです。誰が教えるのでしょうか。

それから、様々なことについて、家庭との関連が非常に重要だと思うのです。家庭に対して、学校として働き掛けをするのは大変だと思うのですけれども、特に地域の中での役割ということを考えていった場合に、そのところは無視はできないのではないのでしょうか。

それから、私ども経済界でも必要な力ということを議論しており、ほとんどのことはここに盛り込まれているのですが、1ページ目の「社会の変化」に関連するのですが、3ページの演習による学習の単元名に「文化の多様性」というところがありますね。私たちは特に1ページ目の「社会の変化」という観点からいくと、異文化

の理解という言葉を使っているのです。というのは、将来、10年後、20年後の日本の社会構造を考えていった場合、異文化の方々かなり社会の構成要員として膨らんでくると予想されます。そういう中で、今の段階からそのような方々に対する子供たちの理解を進めておかないと、社会の中で様々なあつれきが出てくるのではないのでしょうか。そういった観点で、異文化の理解というものを特に強調していたのですけれども、多分この「文化の多様性」というところに入っているのだろうと理解していたのですが、いかがでしょうか。以上3点の質問についてお願いします。

【指導部長】 まず、教えるのは誰かということですが、現在行っています奉仕という教科も、基本的には担任が中心となって指導します。例えば1年生で行う場合は担任が中心となって、副担任あるいは学年で指導するという体制で考えております。

それから、2点目の家庭と地域との関係でございますけれども、奉仕を導入するに当たりまして、家庭への理解あるいは地域の方々の協力をかなり仰がないとこの学習はできませんので、これについては各学校で丁寧に理解を図っていく必要がございます。

また、「文化の多様性」につきましては、遠藤委員おっしゃるとおりでございます。現在、「文化の多様性」についてのテキストの部分も試行版として考えております。要するに、あなたにとって異なる文化とはそもそも何か、あるいは東京で暮らしている外国人のこれからの増加とか文化的な多様性が富むことに対してどうしていくかという流れを作っております。最終的には様々な文化があることが何を私たちにもたらすのかという将来の生き方につなげていくということで、異文化の理解も取り上げていく予定でございます。

【遠藤委員】 分かりました。ちょっと補足して質問をさせていただきます。

今の1番目の点ですけれども、担任が教えますということでした。我々はボランティアで学校の現場に出かけますと、担任の先生にも様々な段階があつて、例えば先生になって1年目の人、社会経験がほとんどない人にこういう社会の枠組みとか大人の生き方とか、そういうことが教えられるのでしょうか。私たちが行ったときは、むしろ先生のほうが、「遠藤さん、勉強になりました」というようなことが結構出てくる

のです。そうすると、これは本当にしっかりやっていただきたいのですけれども、担任の先生、例えば社会経験が5年未満のような20代の若い先生に対して、この授業をやっていく上での特別な研修とかそうしたものが必要——多分考えておられると思うのですけれども、そういったことも当然枠組みの中に入れていかなければいけないと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

【指導部長】 おっしゃるとおりでございます。実はこの教科を、現在、去年、今年と2年間にわたって20校で先行的、試行的に実施している学校があるのですけれども、その学校からの声といたしまして、やはり教える担任に任せたり、あるいは学年に任せていたのでは到底無理だというのがあります。つまり、学校としてこの教科をどのようにしていくかという体制を作らなくてはいけないということと、この教科を中心になって進める推進者を養成してほしいということはかなり言われております。したがって、現在も行っておりますけれども、この教科の説明会はこれまでもやってきておりますが、その推進者の養成、それから教員の指導力向上に関する研修も来年度並行して進めていく予定でございます。

【遠藤委員】 分かりました。よろしく申し上げます。

【乙武委員】 今回の遠藤委員の懸念と重なる部分ではあるのですが、例えば私も今でもゆとり教育というものが目指していた方向性は決して間違いだとは思っていません。その運用の部分で、学校にあれをかみ砕き準備する余裕がなかったためになかなかうまく機能しなかったというふうに理解をしています。

今御説明いただいた中では、この教科の目指す内容は非常にいいと思っています。しかし、やはり、遠藤委員もおっしゃっていたように、では、これがどのようにきちんと運用されるのかどうかというところが恐らく鍵になってくるのかなと思います。その中でも特にこのテキストというものがすごく鍵を握ってくるのかなと思っています。

ゆとり教育がなかなかうまく機能しなかった反省に立てば、このようにテキストをかなりしっかりと作り込んで、これに沿って教えてくださいという方向の方が、ある程度の効果は期待できるという反面、中身を作り込んでしまうことによって、各先生方の工夫の余地が入らないのではないかという批判も恐らく予想はされると思うので

すが、その辺りをテキストの方向性として、大まかにどちらを考えていらっしゃるのでしょうか。また、実際にこのテキストを作っていくのは、事務局の中で作っていくのか、もう少し單元ごとに外部と連携を図りながら作っていくのでしょうか。以上2点、お伺いできればと思います。

【指導部長】 テキストにつきましては、今回サンプルとしてお示ししてございまして、これはまだまだ荒削りの段階だと認識しております。特に今おっしゃっていただいたように、価値というものは、こういう価値観を持ちなさい、これが正しい価値観なのですということ覚えさせるといいますか、教え込むという授業では、特に高校生の段階ですので、ほとんど意味がないということで、子供たちには、こういう価値を、覚えて終わりという授業ではないようなテキストにしていけないと検討しております。

それから、このテキストの作成に当たりましては、実は2年間にわたりまして、こちらの方も有識者会議というものを設置いたしまして、キャリア教育の専門家である大学の先生や、文科省あるいは国立教育政策研究所の道徳の専門家の方、あるいは企業やPTAの方も入っていただいているのですけれども、その方々の御意見をこれからもいただいてまいりますし、それから、試行実施いたしますと、学校の方では、これでは使いづらいとか、ここはもっとこういうふうにしないと子供が反応しないといったいろいろな声が入ってくると思います。それらを踏まえまして、よりこの教科のねらいが達成できるように、来年度も1年かけて改善を図っていく計画でございます。

【乙武委員】 ありがとうございます。

【山口委員】 すばらしいと思うのですけれども、部長が最初におっしゃられたように、今、正解のない社会だと思います。それを本当に示していて、これを授業として取り上げたときに、やはり正解を求めないような形にしていってほしいなと思います。何となく、テキストもそうなのですけれども、テキストを作り込むと、どうしても誘導的などころがありますよね。ですから、日本人はどちらかというと、討論をしたり、演習をしたりする形式の授業にも慣れていないので、なかなか最初は意見が出にくいと思うのですけれども、そういったところも含めて、題材自体を探してく

るのも生徒たちの自主性とか、今何に興味があるのかとか、最初は意見が出なくても、余りテキストを作り込まずにやっていく方が、この授業の目指すところに合うのかなと思います。

また、大人が考えている道徳的な観念とか今の環境と、子供たちが今感じているものは、ジェネレーションギャップというか、そういうものがかなりあると思うので、上からこれが大事と言うよりは、彼らの持っている、彼らがこれから生きていくので、そういったところを是非拾い上げるようにしていただきたいし、そういった意味では、先生方にも、教えるというのではなくてコーディネートするというのですか、そんな感じで関わっていただければいいと思います。また、ほかの委員もおっしゃったように、外部の方を是非活用していただいて、生の声を聞いて、それが気付きにつながるような授業にしていいただければなと思います。

【委員長】 地域社会をこれだけ正面から取り扱い、地域社会の重要性に取り組んだものはないのではないのでしょうか。そういう意味では非常に画期的ではないかと思えます。よろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——この件については、報告として承ったということにさせていただきます、次へ行きます。

(2) 平成26年度東京都統一体力テストの結果について

【委員長】 報告事項(2)平成26年度東京都統一体力テストの結果について、説明は指導推進担当部長、よろしくをお願いします。

【指導推進担当部長】 平成26年度東京都統一体力テストの結果につきましては、別冊が調査結果でございますけれども、2枚の概要によりまして御説明、御報告させていただきます。

まず1枚目、左側、上ですけれども、調査につきましては平成23年度から実施しているものでございます。

下にまいりまして、全体状況ですが、都道府県の順位は、昨年もありましたけれども、小学校については全国の中位以上に順位が上がっている中、中学校については低

い水準にあります。児童・生徒の体力の全国的傾向ですけれども、これは長期的に見て、昭和50年代をピークにして長期的な低下傾向、そして平成10年ぐらいに下げ止まりいたしました、現在向上傾向にあるという状況でございます。

統一体力テストの結果について、右側でございます。1、体力合計点の年次推移ですけれども、平成23年度から見ますと、男女ともに、いずれの枠におきましても向上傾向にあります。

2、体力合計点は80点満点の分布状況でございますが、中2男子の例をとりまして見たところ、実線が全国の分布状況、棒グラフが東京都の状況で、全国と比べて左側に山が傾いているという状況です。全国と比べまして低いD、E層が約10パーセント多い。そして、A、B、体力合計点が高い層が約10パーセント低いという状況です。

3、種目別傾向ですけれども、これは昨年と同様、握力、ボール投げが低下傾向にありまして、重い物を持つとか、ぶら下がるといった生活の経験がなくなっている、あるいは、投げる動作というものが少なくなっている結果、こういった状況です。

2枚目を御覧いただきたいと思えます。昨年度、委員からも御意見を頂戴いたしまして、他との関連性につきましてクロス集計をしております。

4、運動習慣や意欲の状況ですけれども、運動習慣につきましては、運動部活動とかスポーツクラブの所属状況、あるいは1日のスポーツの実施時間、それから体力合計点のA、B、C、D、Eの総合評価の関連をグラフにしています。加入している生徒に比べて未加入の生徒の方が、体力合計点は低くなっています。右側に行きまして、1時間未満の運動時間になればなるほど、体力合計点が低いという結果になっています。意欲の状況についてですけれども、運動・スポーツを得意とする子供たちと苦手意識のある子供、それから右側では、運動・スポーツをしたいと思うか思わないかというクロス集計をしております。得意な生徒は体力合計点が高い傾向にあり、苦手意識を持つ児童・生徒につきましてはその逆であり、スポーツをしたいと思うか思わないかにつきましても同様の傾向でございます。

右へまいりまして、これまでの体力テストの調査につきまして、昨年と大きく変化はしていない状況です。昨年度も厳しい御意見を頂戴しておりますけれども、私ども

としても非常に重要な課題と捉えておりました、今後の取組を改めてまとめました。

(1) 趣旨につきましては、改めて体力の意義というものをきちんと位置付けております。そして、オリンピック・パラリンピックに向けまして児童・生徒が運動・スポーツにもっと親しんで基礎体力を育んでいくことを重要と考えております。

(2) 目標は、2020年には昭和50年代の水準としています。昭和50年代は、ちょうど今の中学生、高校生の親の年代であり、その頃の体力が非常に高かったのです。親の年代層に比べて子供の年代層が低いということで、親の年代層を目標としております。そして、オリンピック・パラリンピック開催都市としてふさわしい運動・スポーツに親しむ子供たちを育成していきたいと考えております。

(3) 具体的な取組です。これまでも様々取り組んできておりますが、加えまして、都教育委員会としまして改めて「東京都アクティブプラン to 2020」を作成いたします。そこには、学年別、男女別、種目別に到達目標を具体的に設定してまいります。また、取組といたしましては、先生方が取り組みやすいように、具体的事例を載せましたハンドブックや、優れた実践を掲載しました体力向上指導マニュアルなどを作成してまいります。また、これまで同様に、コーディネーショントレーニング実践研究校の成果を普及して全校で実施してまいります。

そして、区市町村によっては、非常に明確な目標を掲げて具体的な取組をしているところは成果が高いという結果もございます。そこで、改めまして区市町村教育委員会も2020に向けましてアクティブプラン、そして小学校、中学校においてもそれぞれ具体的な計画を立てまして、全校で取り組んでいきたいと考えています。

特に下に、重点的取組ですけれども、先ほど申し上げましたように、全体の分布を少しでも右側にと考えております。そのために、私ども都教育委員会の担当といたしましても、全ての中学校を一校一校訪問いたしまして学校の先生方と課題を共有して改善点を探っていききたい、そして地域別にも研究協議会や教員研修を実施してまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、全体で93万人の児童・生徒の大きな集団でございますので、日頃の生活習慣や運動習慣を改善して地道に取組を進めていきたいと考えています。そのためにも、都と区市町村、学校が一体となってオリンピック・パラリンピッ

クに向けまして体力向上の取組をより一層進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。何か御質問・御意見ございますか。

【山口委員】 なかなか大変ですよ。本当にこういうものは取り組んで、すぐに結果が出るものでもありませんし、また、今は外遊びといった習慣もだんだん減ってきていますし、特に東京の場合には、地域によっては公園といった場所自体も限られてくるので、本当に難しいとは思いますが。

しかし、やはりモチベーションのところではどのように子供たちを運動あるいはスポーツ、体力と結び付けて考えさせるかという、これは私はキャリア教育の一環というふうに捉えていただきたいなと思うのです。単に、体力を付けることが、今ではなくて将来あなたたちが長い人生の中で自分の健康とか体力を維持していくための今なのだということ、運動嫌いな子供は、特に若い頃は、必要性を余り感じないんですよ。ですから、中高年の方がよく運動するようになるのです。それは切迫した健康診断の結果とかということによって返ってくるので、やはりそういう例とかを挙げながら、それこそ御家族で話していただくとか、家庭での教育、意識付けもすごく重要だと思うのです。

だから、単に今の体力を上げるということを目標にするよりは、何十年後にこうというイメージ像というものを少し加えていきながら、少し先を見て、来年上がった上がらないではなくて、是非やっていただきたいなと思います。オリンピック・パラリンピックで意識付けをするというのもすごく大事なことだと思うのですけれども、なかなかそう簡単にいかないなと思いますので、いい意識付けにはなりますけれども、長い目で見てやっていただければと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

一つ質問があるのですが、A、B、C、D、Eのランクは、2ページの統計でパーセントは同じですか。1ページの2番目の体力合計点の分布状況だと57点以上がAとなっていますよね。2ページのそれぞれA、B、C、D、Eも全て同じですか。分布を書いて一々決めていくのですか。

【指導推進担当部長】 これは国の体力テストの80点満点のA B Cのランク付けが各学年の男女別に定められております。そこに当てはめていくと、こういう分布になります。

【委員長】 分かりました。そうすると、各項目でAの最低値がばらばらになっている可能性がありますね。1ページだと57点以上ですね。

【指導推進担当部長】 はい。それぞれ学年別、男女別に分かれております。

【委員長】 分かりました。違うということですね。

【乙武委員】 目標のところは二つあって、1点目は体力を昭和50年代の水準まで向上、これはある意味体力的な数値の話だと思うのです。2点目が、運動・スポーツに親しむ児童・生徒を育成、こちらは心持ちの話だと思うのです。これはどちらかを達成することでどちらかが大きく損なわれるということがあっては、やはりいけないと思うのですけれども、しかし、すごく二律背反の危険性もあって、体力の数値を向上させることに余力を入れ過ぎると、逆に運動・スポーツに親しむ態度というものは低下してしまうおそれが十分にあるなと思っています。

つまり、もともとスポーツが好きなお子様は、体育の時間が好きだったり運動系の部活動がすごく好きで入っていたりするのはいいのですが、体育の時間とか日本の運動部は、本来のスポーツという趣旨とは大分ずれてくるところがあって、楽しむ、親しむというところが少しおろそかにされがちで、指導者の言うことを聞いて競技の結果を伸ばすとか、チームとしての勝利を目指すというところはかなり力点が置かれていて、親しむという視点が忘れられがち傾向があるなと、現場にいて感じているのです。

ですので、この具体的な取組を拝見していると、この目標の1点目、体力の数値を上げるということに対する具体的な取組は書かれているのですが、では、親しむ態度を育成するための取組は具体的にどのようにされようとしているのかということが少し見えてこないかなと感じました。いかがでしょうか。

【指導推進担当部長】 私どもも、運動嫌いのお子様たちを育てようというところではありません。やはり体力を高めるためにはスポーツがしたいと思うような気持ちにさせることが入り口であろうと考えています。そこで、2枚目で言うと左側の真ん中

の「運動・スポーツをもっとしたいと思うか」のグラフで、「思わない」という子供たちの数をなるべく少なくしていきたいのです。そのためには、まず体育の授業では、スポーツの楽しさとか面白さ、やってよかったというものを実感させるような授業を組んでいくことが大切となります。

それから、運動部活動につきましても、これは以前の体力問題のところも取組に出しましたけれども、やはり勝利至上主義で無理やりにでも勝利を目指すということではなくて、スポーツ本来の楽しみとか特性を味わって、そしてやる気のある者をどんどん伸ばしていこうというふうに、今、部活動についても働き掛けをしております。ですから、体育の授業、それから学校では学校行事、そして運動部活動を挙げてスポーツ好きの子供たちを育てる方向に導いてまいりたいと考えております。

【乙武委員】 本当におっしゃるとおりで、例えば小学校の体育の時間で言うと、サッカーをやったりするのですが、実際、指導書などを見ても、サッカーをやれとは書いていなくて、サッカーのような競技、運動を通して体力の育成だったり親しむ姿勢を育てていったりしていきましようということが書かれています。例えば体育を専門的に勉強されている先生などですと、ゴールを通常二つのところを四つにしたり、ボールをフィールド内に二つにすることで、多くの児童がボールに触れられたりゴールを決められたりするようになっているのですけれども、通常の体育を専門的にやられていない先生だと、普通のサッカーのルールでやってしまうと、得意な児童が楽しくて、得意でない児童は全くボールに触れなくて、45分間つまらなかったというふうに終わってしまって、ますますスポーツ嫌いが進んでしまうような状況が起こっているわけです。

ですから、今おっしゃられたように、正に運動・スポーツをしたいと思うという子供のイエスの回答を多くするための具体的な取組としては、やはり体育だったり運動部活動の改革というものも、是非この（3）具体的取組に盛り込んでいただけないのかなと思いました。よろしくお願いします。

【委員長】 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件についても報告として承ったということにさせていただきます。

(3) 平成27年度教育庁主要施策について

【委員長】 引き続きまして、報告事項(3)平成27年度教育庁主要施策について、説明は教育政策担当部長、よろしく申し上げます。

【教育政策担当部長】 報告資料(3)で御説明申し上げます。

毎年教育庁の主要施策というものを選定しております。まず、左側でございます。1の主要施策に関わる基本的な考え方ですが、その年度に重点的に取り組む施策を30程度定めているところでございます。

その意義ですが、まず一つは学校ですとか区市町村教育委員会に周知をするということと、様々な教育施策につきましては都民との連携が非常に重要になっているところでございますので、都民への周知を図っていきたいということでございます。

その下の参考で掲げていますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育行政につきまして点検、評価をなさいとなっておりますので、そのたたき台としようというものでございます。

右の2の「東京都教育ビジョン(第3次)」に示されている「10の取組の方向」についてでございます。教育委員会の施策体系につきましては、まず教育目標がございます。そして、同時に基本方針がございます、それを受けて東京都教育ビジョン(第3次)を作っているところでございます。基本理念は、ここに掲げてございますが、10の取組の方向を定めております。

この中で、これまでも御指摘がありましたオリンピック・パラリンピック教育につきましては、これまでの10の取組の方向の中に入れておりましたけれども、非常に重要な課題であるということでございますので、この10の取組の方向の一つ加えましてオリンピック・パラリンピック教育につきましては11番目の取組の方向としたいということでございます。

その下の矢印に平成27年度教育庁主要施策、これが30程度でございますが、そのほか各局が都議会に主に説明する内容といたしまして主要事務事業というものもございますので、それとの整合性を合わせながら、左を御覧いただければと思いますが、3

の「11の取組の方向」と主要施策数を項目として取り上げたところでございます。この11の取組の方向は、1の「学びの基礎を徹底する」から10の「地域・社会の教育力向上を図る」をビジョンの「知」「徳」「体」でくくったものの中から10項目を選定しておりますが、最後の11番目に「オリンピック・パラリンピック教育を推進する」というものを新たに1項目加えたところでございます。

昨年度と比べまして、この吹き出しにございますが、施策の体系を変えてございます。「個々の能力を最大限に伸ばす」を4本に整理、取組の方向4におきましては不登校・中途退学対策の推進を新たな項目として入れたところでございます。取組の方向5は新たにオリンピック・パラリンピック教育の項目を立てたところでございます。

右側、4の今後の予定でございますが、今回御報告をさせていただいた後、都立学校、区市町村教育委員会に通知をしていきたいと考えております。そのほか、「主要事務事業の概要」という冊子にこの30項目を入れまして配布するとともに、4月の教育施策連絡協議会、教育施策連絡会等で説明資料として、それから、都議会には文教委員会の説明資料として使っていきたいと考えております。

概要版、1ページおめくりいただければと思います。

個々の事業につきましては、これまで予算の関係も含めて御説明いたしておりますので割愛をさせていただきますが、体系といたしましては、左にございますように、1「学びの基礎を徹底する」というところで個々の項目、例えば1「基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上」ということで、主要施策につきましてはこの4点で、例えば3番目でございますような東京ベーシック・ドリル、それから中学で新たに東京ベーシック・ドリルを開発・活用していこうということでございます。それに対応いたします主要事務事業は、例といたしまして右側に書いてございます。このうち④は新規といたしまして、基礎学力定着のための地域との連携というものを掲げてございます。

恐れ入ります。A4判の平成27年度教育庁主要施策を御覧いただければと思います。

これが本文でございまして、取組の方向と主要施策が1から30まであるわけでございますが、この中で、先ほどの表で説明させていただきましたように、主要施策の中

の4項目、それから、どれがこの事業に当たるかという主要事務事業との関係性、所管の部、新規・既存事業の別というような形で整理させていただいたところでございます。個々の内容につきましては、繰り返しになりますが、これまでも説明しており割愛させていただきますが、このような体系で主要施策を選定いたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。何か御質問・御意見等ございますか。

【乙武委員】 本当に細かなところで申し訳ありません。大きな枠組みでいう施策の3番目の項目7の人権教育の推進というところで、「同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる差別や偏見をなくす」とあるのですけれども、これは私の個人的な視点になってしまうのかも分かりませんが、何となく、現代社会を見ていると、特に小・中・高校生に人権課題に取り組ませるときには、今、差別や偏見の対象となっているのはセクシャルマイノリティーであったり、発達障害の人たちであったりを中心なのかなと思います。同和問題というものは、もちろん軽視していい問題では全くありませんが、割と地域性によってくるのかなというところで、もちろん「はじめ」なので、様々なことを含んでいることはよく理解はしているつもりですけれども、同和問題を一番トップというか、看板に持ってきたのはどういった理由なのかということをお聞きしたいと思います。

【教育政策担当部長】 これは歴史的な経緯もございまして「同和問題をはじめ」にさせていただいておりますが、これにつきましては、今御指摘のように、LGBTの問題ですとか様々な問題を取り上げております。このような書き方をいたしました一つは、ここにございます東京都として全体を取りまとめております人権施策推進指針につきましては、今、見直しをしているところでございます。年度内に多分、新たな指針が出まして、先ほどの性的マイノリティーの話も盛り込まれるだろうというところでございますので、平成27年度につきましてはそれをまだ反映できていないものですからこういった書きぶりになっておりますけれども、今後はそれを受けまして内容を検討していきたいと思っております。

なお、人権施策につきましては、冊子といたしまして人権教育プログラムという非

常に充実した資料を作っております、全教員にこういった授業、その中では、同和問題はどうか扱う、男女はどうか扱う、そのようなことが入っている非常に充実した指導の冊子がございますので、今後、その指針の改定を受けて改訂していこうというところでございます。

【乙武委員】 ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございました。

よろしゅうございますね。——〈異議なし〉——それでは、この件についても報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

3月5日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、教育政策課長、よろしくお願いします。

【教育政策課長】 次回定例会は3月5日木曜日午前10時より、ここ教育委員会室で行う予定となっております。

なお、2月、第4木曜日に当たります26日につきましては案件がございません。

以上でございます。

【委員長】 3月5日に開催しますが、2月26日は案件がございませんので、この場で教育委員会は開催しないということを決めたいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのように取り扱います。3月5日は第1木曜日でありますので、お間違えのないようお願いをいたします。

それでは、引き続き非公開の審議に入ります。

(午前11時27分)